

南部・東部地域振興対策特別委員会記録

開催日時 平成29年11月30日(木) 13:03~14:45

開催場所 第1委員会室

出席委員 9名

秋本登志嗣 委員長

太田 敦 副委員長

田中 惟允 委員

森山 賀文 委員

岡 史朗 委員

松尾 勇臣 委員

国中 憲治 委員

新谷 紘一 委員

川口 正志 委員

欠席委員 なし

出席理事者 山本 南部東部振興監

福谷 農林部長

山田 県土マネジメント部長 ほか、関係職員

傍聴者 なし

議 事

(1) 12月定例県議会提出予定議案について

(2) その他

<会議の経過>

○秋本委員長 それでは、ただいまの説明またはその他の事項も含めて、質問があればご発言願います。

○岡委員 私から、2~3点質問します。

1点目は、先ほど災害の報告の中で、激甚災害の対象の話がありました。このことで教えてほしいことがあるのですけれども、激甚災害の指定を受けた場合、対象となる状況について、適用される場合とされない場合と、例えば山間部の傾斜角度などが関連あるのかどうか。あるところから問い合わせがありまして、例えば傾斜20度以下でないと申請ができないという話も一部漏れ聞いているのですけれども、そのことをお尋ねしたいと思い

ます。

○阪口森林整備課長 岡委員からの質問ですけれども、山林においては、傾斜といった採択基準があるのかというお話であったかと思えます。山林部分においては、傾斜角度、例えば30度以上であれば激甚災害の指定になるなどといった規定はありません。以上です。

○岡委員 農地の場合はどうでしょうか。畑の傾斜角度の基準があるのかないのかは。

○田中農業水産振興課長 農地の場合の激甚災害の指定ですけれども、私の知っている限りでは、傾斜角度によって差はないと理解しています。

○岡委員 先ほど、電話で確認してと言われたので、予告なしに聞いてしまいました。改めて後ほど具体的に確認させてもらいますので、結構です。

それでは、次の質問です。

先ほど県土マネジメント部長から説明があった一般国道369号の香醉峠工区の請負金額の変更の件ですが、金額が結構大きいこともあり、どういう背景があつてこのような請負金額の変更になったのか、その辺を教えてくださいたいと思います。

○梅原県土マネジメント部道路政策官 国道369号香醉峠工区の変更の経過についてのご質問にお答えします。

今回の変更内容は、工法の変更であるとか土質が変わったということではなくて、掘削土量の算出方法の変更です。掘削土量の算出に当たっては、県の土木工事標準積算基準書に基づき、掘削断面の平均断面積に延長を掛けて土量を算出する方法をとっていますが、その基準書では、その延長を道路中心線上で計算することになっています。

今回も、当初設計において基準どおり道路中心線上の延長で土量を算出していたわけですが、これは国において定められた土木工事数量算出要領に準拠しています。受注者が掘削工事を進めていましたけれども、ことしの7月末時点で、掘削して処分した土量の実績と、その時点の現場の工程のぐあいがどうも合わないということで、その辺を精査したところ、今回の現場は曲線になっており、その曲線による影響を考慮して断面の重心位置で延長をとって土量を算出するのが妥当であるという結論に達し、計算方法の変更によって土量がふえたという形の設計変更になっています。以上です。

○岡委員 そもそも工事を計画されたときに県として、どのような工事になるのか、どのくらい削らなければならないかは、当然ある程度、基準に基づいて見積もりを出されたと思います。そして入札をされて、業者が決まってこの工事に入っていると思います。私は素人ですので、土木のことは詳しくわからないところもあるのですが、一般的にこの話を

聞いて思ったことは、例えばトンネル工事で、途中で水漏れが出てきて、対処するのにこのくらいかかるとか、何か橋脚工の工事で河原に近いところで掘っていたら大きな岩盤が出てきて、どうしても追加予算を組んでやらないと工事が前へ進まない、過去にもそういう例があったようです。それならば多少理解ができるのですけれども、聞くところによると、カーブのところの山を削って道路を拡張し変更する工事ということで、一番最初にその辺のことは予測できなかったのか。もっと言えば、最初に入札にかけるときに、工事の仕様書を、何を根拠に誰がつくって、そして金額を出したのか、その辺のいきさつはどうでしょうか。

○梅原県土マネジメント部道路政策官 ご質問にお答えします。

まず、最初がどういう考えで、要するに最初からそういうことがわかっていたのはいかという趣旨のご質問かと思えます。先ほどご説明しましたとおり、工事の積算や数量の算出に当たっては、県の土木工事標準積算基準書に基づきやっています。基準書では、今回も曲線区間だったのですが、基本的には道路の中心線で掘削土量を算出する基準になっていますので、曲線による影響が実際あったということでこの変更に至ったわけですが、当初の設計の段階では、曲線による影響を考慮せずに基準書に基づいた形で淡々と設計したという結果です。これについては、当初の考え方をどうするかという体制やルールを徹底していなかったことが1つあります。

それから、誰が何をもとにということですが、答えもダブりますが、今回は宇陀土木事務所で設計コンサルタントに設計を発注し、当然設計協議を両者で行いながら、そしてその数量算出に当たっては基準書に基づいて設計を行ったということです。

○岡委員 当初、工事の計画をしたときにコンサルタントも入れて、見積もりを算出するための根拠を検討されたということですが、今、振り返ってみれば、中心線のとり方が違っていたと。現状に合わせて修正した結果、土砂の撤去量がふえたので、今回予算をふやしたいということだと思います。

1つ不思議に思うのは、中心線ということでおっしゃっていますが、これがなぜこのように変わったのか、その辺のいきさつです。国土交通省が出している資料も見せてもらいましたが、それは今回急に出てきたものなのですか。平成27年度4月版土木工事数量算出要領を見ていると思いますが、これが出たことによって変わったのかどうかの確認をしたいと思いますが、いかがですか。

○梅原県土マネジメント部道路政策官 平成27年度4月版では、今の数量計算に関する

部分が変わったということではありません。その時点での基準書が出ていますけれども、内容については、以前からあった内容です。

○岡委員 それであれば、なおさら思うのですが、なぜ当初にそういう間違いを起こしたのか、見立てを間違ったのかと。しかも、この数字を見て一番びっくりしたのですけれど、補正とはいえ、約1割ほどふえています。6億円の工事に6,000万円の補正予算を組もうとしているわけです。そうすると、私は思いますのに、少しうがった見方になりますけれど、当初の入札のあり方にも影響する可能性があるのですよね。悪い言い方をすると、この補正予算の金額を足したものが本当はかかる費用だったとすれば、ほかの業者が、そういう数字を出していた可能性だってあるわけです。でも恐らくここが一番安いということで一旦決められた。しかし、後から補正予算を出して6,000万円上乘せして6億9,000万円の金額に修正するという話になったわけです。

確かに、そういう変更があることは私もわかります。ただ、まず額が大きいのが1点。そしてこういう工事でこういうことが起こることを我々から考えると、よほどの事情がないとあり得ないだろうと。しかもプロがかんで事前にそういうことを研究し、ルールも決まっているわけだから。担当として、当初の工事を始めるときの見積もり方、計算の仕方については、私は猛省を促したいと思うのです。

それと、1つ聞きたいのですが、中心線のとり方を変えることによって削る山の面積が変わっているのではないのでしょうか。どうですか。

○梅原県土マネジメント部道路政策官 山の面積、要するに真上から見た削る範囲は変わっていません。

○岡委員 では、当初の面積のままでは工事はいけるということですね。山の買い増しはしなくてもよかったということで理解してよろしいですか。

○梅原県土マネジメント部道路政策官 そのとおりです。

○岡委員 それと、いただいた資料を読んでいて少し気になったのは、木の処分料の増加です。木の処分料が1,100万円ふえ、土の処分料の5,100万円と木の処分料の1,100万円、合わせて6,200万円ほどの補正予算だと説明で聞いたのですけれども、どのくらいあったかは知りませんが、木の処分料1,100万円は、この面積等から考えたら少し高いなど。それと、今は木でも、場合によっては中身さえよければバイオマスで買ってくれるでしょう。その辺の検討はされたのですか。

○梅原県土マネジメント部道路政策官 木の処分料については、当初設計では、面積によ

る算定式がありますので、それに基づいてやっていたのですけれども、実際は、根の張りぐあい、枝の張りぐあいなど、いろいろな要素で実際のボリュームもふえたということです。木の処分については、実際に処分したマニフェストに基づいて変更するのが私どもの常々の方法です。今回も、今はまだ全部出し切っているわけではなく、途中ですけれども、金額変更の際に今までの実績分を加味したということです。

それと、処分の費用、バイオマス等々のお話については、今それにお答えする資料を持っておりませんので、また確認させていただきたいと思います。

○岡委員 今の話を聞いても、少し心もとない感じがするわけです。お金で売れるものがあるのかないのかもきちんと精査して、最終的に税金をいくら投入しなければならないかという数字を出してこなければならないはずですよ。木の処分においても、その辺が非常に大ざっぱというか、もっと細かくそういうことを検討した上でこの数字でいけるのだったらまだしも、その辺が気になります。この場で無理であれば、改めて教えてください。

それから、工事そのものについて、今回、補正予算を認めたと仮定して、これで工事は完了するのでしょうか。

○梅原県土マネジメント部道路政策官 現在、現場は途中ですので、この変更で、あと全て最後まで終わり切るかについては、今の時点では何とも申し上げられないところです。何かほかに変更要素が出てくるかもしれないし、ないかもしれないということです。

○岡委員 先ほどから言っているように、この山を削る土木の工事は、いろいろな場面があると思うけれども、説明を受けた感じでは、予測不可能なことはそんなにないように思うのです。今後、予測不可能なことが出てくる可能性があるとするれば、どんなことがあり得るのですか。

○梅原県土マネジメント部道路政策官 例えば先ほどの木のお話がありました。今まだ全部出し切っていない状況ですので、最終的に木の処分料が、今の数量で変更されたとはいえないものの、まだ出し切っていない部分はそれが反映されていませんので、その分の増量になる可能性は残っています。それからあとは、土質によって、要するにやわらかい普通の土砂か、岩盤かによっては当然掘削する費用は変わってきますので、実際に掘ってみたときの土質ごとの増減はあり得ますので、そのあたりで金額の変更が生じる場合はあるかと思っています。

○岡委員 絶対に変更はないとは言えない、これはよくわかります。でもこの手の工事で、現在でわかっているだけでも6,000万円、さらに補正が上がってくるとすれば、さら

にふえる可能性があるわけです。先ほどから言っていますように、最初の工事の見積もりのあり方については、もう一度しっかりと検討すべきではないかと。私は思うのですが、今までの経験上、ゼネコンのこういう手口が結構あるのです。今回がそうだとはいませんが、岩盤が出ました、何かがありましたと言って、補正予算を組んでくれと。今聞いたら、補正がさらに来そうな感じもします。

まだ事実がはっきりしませんので、それ以上は言いませんけれども、県土マネジメント部長に答弁をお願いしたいことがあります。

それは、工事が一旦受注して始まりました。事情があって補正予算を組みますという場合、際限なく補正を認めていくことについて、私はどうも疑問を持たざるを得ない。特殊な場合に例外はあるにしても、この程度の事情でこんなにどんどん補正が積まれるようなことは、はっきり言って、最初の入札は一体何なのだとするわけです。裏を返せば、今言ったように、ゼネコンの思いどおりに振り回されているのではないかととれるわけです。したがって、上限の枠、例えば1億円の工事であれば、仮に、最大でも上限は何%くらいしか認めないとか、何かそういうルールを検討されたらいかがかと思うのですけれども、お考えがあれば聞かせてください。

○山田県土マネジメント部長 先ほどからのやりとりを伺ってしまして、委員がおっしゃることは、ごもっともかと思えます。特に変更内容が妥当かは当然見ますけれども、おっしゃるとおり、額というキャップをかける話も当然考え方としてはあろうかと思えます。こういった変更をするときに、1つは、なぜ起きたか、これが妥当なのかということはあると思いますが、もう一つ、別発注できないか、要するに当初にのせなくてもいいのではないかという考えがあって、そこのところもしっかり見ていこうと思います。ただ、今回に関しては、どうしてもこの中でやらなければならないので、その中でやらせていただきたいと思いますが、おっしゃるとおり、分離発注がどの程度できるのかは、特に肝に銘じて、より一層見たいと思います。以上です。

○岡委員 今の件は、これくらいで終わりますけれども、まだまだ関心を持ってこれから見ていきたいと思えます。

最後に、まとめとして言いたいことは、常にそうですが、契約変更は、我々が、いつもそういう目で見ているということを理事者の皆さんはしっかりと頭に置いていただいて、安易に出して通れば、それでいいという感覚がもし今まであったとすれば、それはやはり改めていただきたい。特にこんなに大きな金額のものが、いとも簡単に通るようになって

くると、入札のあり方そのものも検討しなければならないと思いますので、最後に要望として申し上げておきます。以上です。

○川口（正）委員 私は発言をするつもりはなかったのだが、これはやはり伝えておかなければいけないという思いで、あなたの指摘は間違っているということであれば答弁をしてくれたらいいし、参考にされるなら参考にしてくれたらと思います。数点あります。

1つは、傾斜箇所における工事の問題提起がされていますが、まず直感として最初に思ったのは、入札制度のあり方です。なぜかという、総合評価だとか、一般公募だとか言われている入札制度の今の姿において検討されるべき内容があるのではないかと、まず1点申し上げたい。

というのは、県が発注し受注される場合に、その工事はコストが合わないと辞退をしたり、いや、うちはそれは専門性を持たないから辞退をしようということで、不落に終わる。つまり公募に応じないケースもたくさんあると私は思うのです。そういう中でありながら、指名競争入札をされたわけです。受注された企業からこれではできませんという発言がなぜなかったのかと。承知で受注をされたわけだから。けれど、傾斜度数の問題も出た。そういう意味で、土が多く出てくるという問題などの関係、つまり安全性を求めないといけないという意味で、どちらから発言をしたのかは知りませんが、受注した側が、こういう工事ではぐあいが悪いと、後で考えたら、これはぐあいが悪いということで、追加の経費を補わないといけないということになったのかわからないけれど、その辺の真剣な問題の捉え方を、やはり根本的に考えないといけないのではないかと思います。

加えて、私が気になったのは、その他の皆さんはご存じかわかりませんが、県がいろいろ答弁をなされる内容は、基本的につじつまが合うようになっています。私どもは、残念ながら、つじつまがもし合わなくても追及し切る知識を持たない。それは川口委員、あなたただだとおっしゃるかわかりませんが、今なぜこういうことを申し上げるかという、国で問題になっていますが、10何億円のもの1億円くらいでとか、森友学園は、つじつまが合わないのです。だけれど、つじつまを合わすような答弁がどんどん出ていきます。そのように、加計学園の問題も含めて、理事者と議員との関係においては、とにかく、抽象的な形でしか議論し切れない。具体的な内容で説明があったとしても、残念ながら私は、具体的な形で反論する知識を持たない。知識を持った者が議員で出てこいという県民からの批判、そしりがあるかと思いますが、得手不得手があるわけですから、お互い全てオールマイティーで物事を知っている者はいないと思います。

そういう意味で、この発注のあり方や受注をされた側の業者のスタンスは、問われるところは何かと。発注したとおりにやってくださいと、安全が大事ですと、こういうことになるわけです。そういうことをも含めながら、真剣に考えられるべきであろうと思うのです。幾ら私がああだこうだと言っても、つじつまが合う形で返事が返ってきます。私も反論はそれなりにしますけれど、これは水かけ論に終わります。水かけ論は、これはいいかげんにしろということに、どちらに軍配が上がるのかはわかりませんが、いろいろな物議を新たに醸し出すことになるのではないかと思いますので、私の思いだけ伝えておきます。もし、いやいや、そんな考え方では困りますと、もう少し勉強してきなさいと教えてくれることがあれば教えてください。以上。

○秋本委員長 答弁はいいですか。

○川口（正）委員 いいです。私の気持ちだけだから。

○田中委員 台風に対しての対応を一生懸命していただいたということでは、感謝申し上げます。ただいまの説明資料の中で、ささいなことですけれども、村の人にとってみたら、自分たちの住んでいるところを正しく言ってほしいという気持ちがあると思いますので、資料2「台風21号による農林業の被害状況について」の3ページ目で、「くず」とおっしゃったのですが、これ葛城と同じの「かずら」と言いますので、どうぞよろしくお願いします。

まずは、台風の関係について教えてください。被害箇所と被害額が書かれているのですが、これは全ての被害箇所全ての被害額と理解していいのでしょうか。民間の土地で被害を受けていて、公共の考え方としては対象にならないということで、その辺の部分を除いている形の被害と考えたほうがいいのでしょうか。箇所と金額について、もう一度、農林部、県土マネジメント部にお答えいただきたいと思います。県土マネジメント部は、市町村道がどうカウントされているのか、林道を含めてお尋ねしたいと思います。

○森本県土マネジメント部次長（技術担当） 土木関係については、資料1の「平成29年台風21号の被害について」の3ページの、7、土木関係491カ所、99億円と書いていますが、これは全て土木施設災害、例えば、川の護岸や道路ののり面が崩れたなど、県及び市町村が管理している道路施設、河川施設の災害についてで、民間分は入っていません。以上です。

○田中委員 市町村も入っているということですか。

○森本県土マネジメント部次長（技術担当） はい。

○福谷農林部長 先ほどの説明で読み方を間違え、申しわけありませんでした。農林部関係は、箇所数1, 259の約36億円と報告させていただいています。これについては、激甚災害に指定されていますが、補助対象になるならいにかかわらず、基本的には全ての被害額、箇所数を上げています。ただし、箇所数及び被害額は、災害発生時から日ごとに数字も変わってきており、今ご報告しているのは、11月27日現在ですので、また情報が入ってくれば、変動する可能性があることをつけ加えさせていただきます。以上です。

○田中委員 農林部長からは、激甚災害の指定を受けたとおっしゃっていただいたのですが、既に決まったということによろしいのでしょうか。激甚災害の指定を受けるのと受けないのとで何がどう変わっていくのか、その辺の概略をお聞かせいただきたいと思います。

○福谷農林部長 激甚災害の指定は既に、11月27日に受けています。基本的には、一番大きな違いは、補助率がかなりかさ上げされるということで、最大で95%から98%と言われていますが、これは当然その対象によって異なりますし、要件も違ってきます。先ほど岡委員からのご質問にもありましたように、その辺については、きちんと激甚指定を受けない場合と受けた場合とを一覧表にして、委員の方々に改めて配付させていただきたいと思いますので、ご理解をお願いします。

○田中委員 一番厄介なのは山村の農地の問題で、それでなくても農業を、もうやめようかと思っておられる農家の農地の畦畔が崩れますと、なかなか自力ではとてもではないけれど復旧ができない。こういう激甚指定を受けた場合で、従来では、普通の台風被害では対象とならない部分について、激甚指定を受けたから対象を広げるということは可能と考えていいのでしょうか。やはり従来どおりの範囲でないと補助対象や、災害復旧の対象とはならないと理解したほうがいいのでしょうか。

○田中農業水産振興課長 お答えします。

激甚災害の指定の特例措置というのは、先ほど農林部長が申したように、国庫補助金のかさ上げで、それ以外の要件は変わらないということで、1地区あたり一定以上の被害額でないと対象にならないと理解しています。

○田中委員 多分そういうことだろうとは思いますが、離農の原因やこういうシステムのために、離農を促す形になっていくのは非常に問題だと思うのです。新たな農業政策という意味も込めて、何らかの新しい対策、方策を講じる必要があるのではないかと。私は、奈良県のことしか念頭にはありませんけれども、今回、奈良県だけではなく他府県においても、中山間の離農や、国土の崩壊、山際といいますか段々畑や水田の保水力を高めたり

などということを含めて今まで国土の保全の点からもやってきたわけですが、そういうことを含めてだんだんと山が崩壊していく、農山村が崩壊していく、それを促すことにつながっていく気がして仕方がないのです。おっしゃるように、激甚災害の指定を受けたとしても、小さい崩落や、家の被害で、そういう人たちが都会へ出ていってしまうということを防ぐ意味においても、もう一度こういう災害時に対する対応の仕方について発想の転換をしていただきたいと思いますので、一つの政策の転換という意味でお考えいただくように要望しておきます。

特に傾斜地に家が建っていますので、上の家と下の家とのすき間で崩落が起きる。そうすると、下の家は、町場へ行って生活をして時々しか帰ってこない。だけれど、上に住んでいる人は、ここの家の対応をしないといけないけれど、石垣を修復しようと思ったら、300万円、500万円という被害状況です。先ほどお尋ねしようと思ったのは、その箇所数と金額が現実に民間の人たちの目から見ても、この金額で妥当ということになるのか、どうなのかという疑問があるので、あえてお尋ねしています。被害の中に、ここにカウントされない被害がまだ潜在しているのではないかという思いがありますので、ぜひ、その辺のところも含めて、南部・東部地域振興対策特別委員会ですので、農林部は田んぼと畑と山だけでしょうし、県土マネジメント部は道路、川という公共物が対象になっているかと思しますので、民家の境の崩壊していっている姿もぜひ把握していただきたいと思います、このように思います。

それから、今まで土地改良を行ったときの畦畔といいますか、田んぼと田んぼの間は土で固めて堤をつくっていましたが、どうもこういう大雨や台風が来たらそこに被害を受けるということがあり、その堤の作り方も改めて考え直さないといけないのと違うかという気持ちも抱いています。コンクリートブロックで畦畔を築くことも含めてやっていかないと、崩れることを承知でそういう工事をする、また崩れたら農家の離農がそこから始まるということの繰り返しは、やはり農村の崩壊につながっていくと思しますので、その辺の考え方を変えていくことも必要ではないかと思えます。

南部・東部ですので、集落の崩壊につながりかねない住宅と住宅の間の、石垣の崩壊など、いろいろな被害を受けている人たちに対する対応というのは、現状では、仕方ないですね、両方でやってくださいということで済まされようとしているのですけれども、何かそういう公共的なものの発想ができないのかどうか、お答えがあればお聞かせいただきたいと思います。家と家との間の崩落は、どこが受け付けてくれるのですか。

○荒県土マネジメント部理事 大変難しいお話だと思います。今、即ここの部署だというお答えはできませんけれども、真摯に……。

（「これは民間の仕事やろ」と呼ぶ者あり）

考えていきたいと思います。

（「はっきり言ったらいい、奥歯に物が挟まったような物の言い方しないで」と呼ぶ者あり）

○田中委員 民間同士の家と家の間ですので、公共の入る余地のない話をあえて申し上げているのですけれども、上の家の人も、「それなら私たちも出ていこうかと、うちも何もできないから、もうまちの団地のほうへ出ていかせてもらいます」、それから下の家の人、「こんな被害を受けたところでは住んでいられないから出ていかせてもらいます」という発想は、いえば過疎を促進させることになるわけですので、対応ができるのかできないのかを、ぜひともお考えいただきたいと思います。本当に真剣な気持ちでそれはお考えいただきたいと思っています。

もう一つは、先ほども、御礼申し上げましたけれども、県土マネジメント部の資料4「台風21号による被災状況について」の3ページに、大宇陀拾生の宇陀川の被害が書かれています。この地域の河川は、1キロメートルの距離の中で被害箇所が何カ所あるでしょうか。1つや2つではないのです。これはどういうことかということ、川の堤防自体が老朽化してしまっていることの証だと思うのです。宇陀土木事務所には、この川を早く改修してくださいと以前から再三お願いはしているのですが、原則論から言うと、下流から順番に上がってくることだというお話ですし、緊急に当面の課題として修理することぐらいしか対応しかねますというのが宇陀土木事務所の回答なのです。それはそれでよくわかるのですけれども、このように1つの雨で5カ所も6カ所も被害が出るということは、やはり全体が老朽化してしまっているということだと思いますので、ぜひ抜本的な発想を持ってこの災害の機会に計画をつくっていただいて、立派な川にしていきたいと思っていますので、あえて要望しておきます。

それから、県道名張曾爾線について、これも宇陀土木事務所が一生懸命努力して片側通行ができるようになりました。そこまではよかったのですけれども、上から崩落してくる石があるからしばらく工事ができないという形で、辛抱しないといけないという状況が今後しばらく続くように住民に向かっては説明されています。秋の観光シーズンで、名張から曾爾のほうに向かって観光客が通る最重要道路ですので、観光政策上も非常に被害が大

きかったということです。従来からの道路改良の計画もあるわけですので、そう簡単に前向いて進められないとは思いますが、できるだけ片側通行も早期に解消していただくようお願いしておきます。以上で終わります。

○松尾委員 簡潔に質問をしたいと思います。

台風21号の災害に対して、本当にありがとうございました。災害を受けて少し気になったことを数点お話し、次に行きたいと思います。

まず、被災直後、次の日から、今の社会情勢ですからガードマンがすごく足りていないみたいで、現地に行かせていただくと、2日後ぐらいですか、土木事務所で先頭に立って指示をしなければいけない管理職の人が、ガードマンばりに立っていたという状況を見まして、やはり圧倒的にマンパワー不足なのだと、私は肌で感じました。もちろん県内各地で災害が発生していますから県土マネジメント部も本当に忙しい状況だったのはわかるのですが、何かこの教訓を生かして、しっかり部局横断で県庁挙げて応援体制をつくるべきではないのかと本当に思ったのです。県土マネジメント部も、そのときの吉野土木事務所の状況も把握していただいているのかもわかりませんが、感想をいただけたらと思います。

○森本県土マネジメント部次長（技術担当） 今回の災害は、紀伊半島大水害以来の大きな災害でした。マンパワーの話がありましたけれども、紀伊半島大水害のときは被害が南部に偏っていたので、北部の土木事務所から応援にいったのですけれど、今回は県全域で被災したため、なかなかマンパワーが回っていかないと。それで、今、県庁から7名、手が回らない土木事務所に応援を出しているところです。

それから、被災時の状況を聞きますと、反省でもあるのですが、人をかなり減らし過ぎたというか、平常時でぎりぎりにしていたので、こういう時期になって人が回らなくて被害報告がなかなか上がってこない。事務所にまだかと言ったら、手が回らないという話もあって、そうしたら、災害協定を持っている測量業者などに見てもらったらということでしたが、測量業者もやはり手が回らない時期もありました。その辺は落ちついたら、事務所からのいろいろな意見を取り入れて、一番は職員自身の余裕があったらいいのですけれども、その中で、民間の力を使ったり、どういうことができるかを考えていきたいと思えます。管理職が交通整理をしたというところまではつかめていなかったです。申しわけございません。

○松尾委員 いずれにしても、県土マネジメント部、全庁挙げても人が足りないという状況を今おっしゃっていましたので、これを契機に、新たな災害に対する対応の体制をつく

っていただきたいと思います。

今から質問することは全部にわたるのですが、吉野町檜井で発生している林地の崩壊ですが、発生当時に行かせていただくと、ここは土木のエリアで、ここは農林のエリアと、部局間で縦割りになっている状況で、それは被災された方々や県民にとって全く関係のない話で、こんなことで本当に前向いていくのかと思ったのです。まず、連携ができていないことに驚いたのですが、今後この状況は見直していただけるのですか。

○福谷農林部長 松尾委員のご質問ですが、私ごとで申しわけないのですが、五條市生子町の被災箇所は、私の自宅の周りで起こったことです。被災当初から地元住民の方が一番何が聞きたいのかというのは、行政サイドがいう、ここは農林所管、ここは土木所管というのは全然関係のない話で、要は行く道がいつ復旧できるのか、お墓が潰れてしまったらどうなるのか、ここは家が埋まっているけれど、どういう形で復旧してくれるのかということです。地元の住民の方が要望されているのは、そういう組織的なことではなしに、個々の災害に応じた形の対応を望んでいるというのが、遅まきながらですけれども、私自身も痛感をしたところです。

ですからそういった意味では、委員がお述べになられましたように、災害が発生当初から県土マネジメント部と農林部が連携をしてというお話もさせていただき、加えて、五條市も同じテーブルに着いて、どういう対策ができるか。先ほど田中委員のご質問にもありましたように、ここはどこの範疇になるのか、どこまで採択できるのかも含めて同じテーブルで議論するという必要性、大切さも痛感をしましたので、今後は、農林部は、県土マネジメント部と連携をとる形で対応していければと考えており、今後それを具体的にしていくについては、引き続き検討させていただきたいと思っています。以上です。

○松尾委員 本当にそういうことだと思うのでやっていただきたいのですが、農林部は、災害協定を結んでいないのです。災害が発生したときにどうやって発注していったらいいかというところから悩んでいた状況です。しかし、県土マネジメント部は、もちろん今まで数多くの災害に対応してきていただいたわけですから、災害協定が結んであって、こういう場合は建設業界にすぐ言って、すぐに業者が来てという迅速な対応ができていますよね。できていないことを批判しているわけではないのですが、そういう体制が、大淀養護学校の教育委員会もそうですけれど、教育委員会にしても、技術職も誰もいない状況になっていて、これも、発注をどうやってやるかというところからわけがわからないままに今日まで進んでいっているのです、県土マネジメント部でもっと人員をふやしてでも一括

的に緊急にここまでやるというところを決めて、県土マネジメント部で発注する体制をつくるなど、何か新しいルールづくりが必要だと思うのです。

本当に残念なのが、あれだけの紀伊半島大水害という未曾有の大災害を経験して、今回その教訓を生かして、こんな体制になっていないというのは非常に驚いています。この災害の経験を絶対に次に、同じようなことのないようにしていただきたいと思っていますので、あえてお答えは聞きませんが、本当によろしくお願ひしたいと思います。

最後ですが、ちょうど台風の日、日曜日ですが、道路規制情報メールをたまたま見ているので、登録しようと思って、その日に登録したのです。びっくりするぐらいメールが流れてきましたけれど、それでも本当に貴重な情報が物すごく早く来ました。夜でも夜中でも来ました。今も森山委員と話しをしていたのですけれど、知らないと言っていましたので、もう少し皆さんにしっかりと、このようなものがありますという情報提供をしていただくことが、問い合わせ件数が減ったり、皆さんの手がそこにかからないという一つの方法でもあると思うので、この辺をぜひ徹底していただきたいのですが、この辺について一言だけお願ひします。

○梅原県土マネジメント部道路政策官 道路規制情報メールですけれども、私も昔、道路管理課長をやっていたときに、そのメールの登録をしました。当然全県登録したので雨量規制のメールまで入ってくるので、今回の場合だと本当に物すごい数のメールが来る。それはそれで非常に有効なアイテムだとおっしゃっていただきましたので、それを皆さんにどのように周知していくかについて、今の状態がどうなっているのかも含めて道路管理課と検討していきたいと思っています。

○松尾委員 ぜひお願ひします。とにかく今回の教訓を生かしてやっていただけることをお願ひするとともに、まだ通っていないところもまだまだ実際これから対応していかないといけないと思いますので、どうか速やかにやっていただきますことをお願ひして終わります。

○森山委員 私も、この被災関係で1つだけ質問します。

今までの質問で大体答えも重なるのかと思うのですが、資料4「台風21号による被災状況について」の2ページです。当初102カ所の通行規制があったのが、現在は86カ所が開放されているということで、連日復旧に努めていただいている関係の方には非常に頭が下がる思いですけれども、先ほども出ました吉野町檜井の件に関してお尋ねしたいことがあります。復旧において、同時災害になっているから手が回らないということも先ほ

どお聞きしましたけれども、この中で12月中旬交通開放予定と示されていますが、大和エリアに住んでいる者が下北山、熊野方面に行こうと思ったら、大体その道1本なのです。その道を通ろうと思うときに迂回になっていて、通ろうと思っている人が吉野土木事務所に連絡を入れて、いつぐらいに開放されるのかと聞くと、「いや、わかりません」、数日後に電話をかけても、「いや、まだ見通し立ちません」ということで、いつ交通開放されるのかが、1カ月以上わからなかったと聞いています。

大規模災害ですから、同時に開放することは、これはとても無理で、これだけ進んでいるということから見ても、しっかりとしていただいているとは思いますが、通行される人の多さや直接被害を受けていることを考えると、もう少し早く見通しが立たなかったのかと、我々、通過する側から見ると感じるころがありました。同時にやっていますから、これだけの、1万2,000立方メートルが崩落しているから、このくらいの日数がかかってしまうということが早くにわかれば見通しも立ちやすいのかもわかりませんが、通行する側から見ると、この災害復旧に関しては非常におくれているのではないかと思われた方は多かったと思うのです。

やっている方は当然していただいているとは思いますが、この現場に関していえば、開放が公にされたのは数日前だそうで、これでも早かったと言えるようなものなのか、やはりマンパワーも少なく、遅くなってしまったというのが本当のところなのか、そのあたりを今後生かしていくために、どのように考えておられるのかがわかればお願いしたいと思います。それと、12月中旬というのは、なるべく早い中旬なのか、遅い中旬なのかもわかれば、あわせてお願いします。

○梅原県土マネジメント部道路政策官 吉野町檜井の災害の現場ですが、やはりいろいろな現場によって見通しが立てやすかったり、なかなか立てにくかったりというのはあると思います。この現場は、かなり上部から土砂が流出していて、また、落ち残りの土砂もあるということで、特に当初はかなり水も含んでいましたので、すぐには、めどがたたなかったというのがあります。

それから、防災ドクターという専門家に来ていただいて、その処置等の助言を仰いでいました。仮復旧で土砂を撤去するにしても、やはり工事の安全確保も大変大事なことで、やみくもに入っていくこともできないということもあって、安全確保の方法についても防災ドクターのご意見をいただきながらその意見に基づいてやっていたということで、一月以上たっているのです。そういう意味では一般開放までの時間はかかっているほうなの

かというのは私の考えです。

12月中旬ということでご報告してはいますが、そのあたり道路の土砂の除去については先日25日に一応完了はしています。現在は、農林部とか県土マネジメント部だと言ったらまた怒られるかもしれませんが、上の土砂に対する対応について、今、農林部で作業していただいていますので、そのあたりのめどについては農林部からお答えを願いたいと思います。

○阪口森林整備課長 今、お話がありましたとおり、11月25日に道路部分の土砂が撤去された。引き続いて上の土砂を取っていくのですけれども、まず、その安全対策として、もし、上からまた土砂が流れたときに、受けとめることのできるスペースを確保するために、大型土のうと防護柵を設置するところで、それが終わったら吉野土木事務所に確認をしていただいて、道路開放に向けていくということです。防護柵の設置と土のうについては、12月中旬と書いていますが、でき得る限り早く設置するように業者には努力していただいていますので、できるだけ早く設置するようにいたします。以上です。

○森山委員 わかりました。できるだけ早くということで、中旬ということは、災害当初日が22日だったと思いますから、ほぼ2カ月かかっているということなのです。もう2カ月通行どめということになりますから、一日も早い開放をよろしく願いたいと思います。

○太田副委員長 私からも質問します。

まず、議案で1点お聞きしたいのですけれども、今回、一般国道168号の辻堂バイパスの契約金額の変更があります。先ほどの説明の中で、労務単価の変更ということでお話がありましたが、過去から、こうした労務単価の引き上げが実際に現場に反映されているのかどうかについてお尋ねしていたところですが、契約の変更があつて、現場の労働者に労務単価の引き上げが反映されているかの調査をされているのか、お尋ねしたいと思います。

○森本県土マネジメント部次長（技術担当） 労務単価が上がることによって、ある基準を超えたら労務単価は、賃金・物価スライドということでやります。その後の賃金の流れがどうかという調査まではやっていません。

○太田副委員長 これも税金ですし、今回、全体の金額が非常に高いということもありますので、労務単価の引き上げを理由に毎回金額の変更が議案として提案される以上、それが反映されているのかは、こちらでもチェックする必要があるかと思っています。公契約条例が奈良県にできまして、条例としては最低賃金のハードルを超えているのかどうかだ

けが問題になっていますけれども、本当にこの金額については、私たちの税金を投入する以上、調査する必要があるのではないかと考えています。ぜひこの点については、今後もしっかりと見ていきたいと考えていますので、何らかの形でその裏づけを示していただく材料が必要ではないかということをお願いしておきたいと思っています。

次に、先ほど皆様からも質問がありましたけれども、道路の急傾斜地についてです。国道168号や国道169号は毎年どこかで土砂崩壊を起こして通行どめになっているということで、私もできる限りこの現場を見させていただくようにしているのですが、先日、東吉野村に行ってきました。ここは土砂が崩落したことによって道路が通行どめになっているところではなかったのですが、地元の方から聞きますと、急傾斜地の横を通るのは、大雨が降った後は本当に怖いということで私も実際そこを通ると、いつ崩落してくるのかという、そういう恐怖を感じました。県内の道路の急傾斜地は、たくさんあると思いますけれども、この点について県としてどのように考えておられるのか、その点についてお伺いします。

○梅原県土マネジメント部道路政策官 急傾斜地といいますか、道路のり面ということでお答えしてよろしいですか。

○太田副委員長 はい。

○梅原県土マネジメント部道路政策官 特に東部・南部を中心として、道路のり面が急で、あるいは高いところを抱えている区間は非常に多くあります。それらも最近の道路のインフラの点検の一環として、のり面点検を順次行い必要な災害防除の対策をとっているところではあります。

○太田副委員長 全体ののり面を手当てしようと思ったら、大変な時間やお金、労力がかかってくるかと思いますが、その中でも、先日、先ほど申し上げた東吉野村の中黒地域に1軒の家があり、山が崩れたと。その家の上の部分は農林部の関係で激甚災害の指定を受けるということで現在工事が進められています。その家を挟んで下の部分で、まさに道路の急傾斜地ののり面に当たる部分なのですが、この部分が現在崩れており、宇陀土木事務所にも申し入れを行って、この点について改善が必要だということで訴えてきましたけれども、その後の状況についてお伺いをしたいと思います。

○梅原県土マネジメント部道路政策官 お答えします。

おっしゃっておられる当該箇所は、東吉野村中黒で、県道は吉野東吉野線です。経過を確認しますと、平成27年11月ごろに地元からのり面对策についての要望が宇陀土木事

務所にありました。事務所で現地確認を行ったところ、小規模ですけれども崩落が確認されたということで、その後、現地測量を実施して、定期的にのり面の観察を行っているところです。先日の21号台風のときに、小規模だったのですが、そこが一部崩落して、幸いその下の県道の交通に支障がない程度のものだったのですが、同時にかぶさっていた落石防護ネットが被災を受けて破れてしまったので、それを復旧するとともに、今後も地元と調整しながらのり面の観察を継続していきたいと思っています。以上です。

○太田副委員長 その家を挟んで上は激甚災害の指定で、下はそうならないということで、先ほど来、縦割りのお話が出ていますけれども、現地にいる方はどこが担うのかということよりも、県がどうしてくれるのかをお聞きしておられましたので、落石ネットを修繕していただけるということですので、そのことについては地元にもお伝えしたいと思います。

この部分に関しては、先ほども答弁の中でありましたように、もともと地盤が少し動いているのではないかとということでピアノ線を張りながら計測をしていた箇所です。まさにその場所で今回土砂が崩れてしまったということで、県としては、その因果関係は調査をしたいということですが、危険な箇所であることは間違いありませんし、県道から見ていたら確かに土砂が崩落していることは確認できないのですが、実際に上に上がると、本当に下の道路が被害を受けなくてよかったと思うところです。恐らく県内にはそういう箇所がまだまだたくさんあると思いますので、しっかりとその点については県としても管理をしていただきたいと思っています。以上です。

○秋本委員長 ほかになければ、これをもちまして質問を終わります。

それでは、理事者の方々は退室を願います。ご苦労さまでした。

委員の方は、しばらく残ってください。

(理事者退席)

それでは、会議を再開いたします。

本日の委員会を受けまして、委員間討議を行いたいと思います。

委員間討議もインターネット中継を行っておりますので、マイクを使って発言願います。

ただいまお配りしました資料は、初度委員会、県内調査、9月の委員会に出された意見等について整理したものです。これまでの委員各位から出された意見・要望を含め、南部振興基本計画及び東部振興基本計画に係る課題について意見の交換をしていただきたいと思います。

それでは、ご発言願います。

○川口（正）委員 初度委員会のまとめをいただいて事務局にご苦勞かけていますけれども、基本的には、南部・東部地域振興対策特別委員会を設置をしていただいている意義を常に確認をしながら、いろいろな提案、示唆を事務局からもいただきたいと、こう思っており、第一義的には、過疎対策と。過疎に加えて、今回のような大災害がまたまた続いたということで、復旧・復興、これを積極的にはお願いし、また、実施をしていただいているけれども、なかなか人手の問題、財政的な問題もあり、人手の問題も含めて大変な実情、思うとおりに物事が進まないということの機運、そういうものを我々はお互いに持つてもらうと思うわけです。

そういうことを鮮明に我々も課題を浮き彫りにしなければいけないと、このように思っていますが、加えて、何と云っても、奈良県の均衡ある発展。つまり、ごく自然体の構造だけれども、県土の北部のほう、西のほうは、伸びているとは言い切れないけれども、比較的安定した状況が維持されていると。これは一面うれしいことだとは思いますが、南部や東部は、構造的にいろいろなかけ声を出していただき、いろいろ努力をしていただいても、過疎化の傾斜がとまらないということです。

そういうことで、要因は何かといえ、たくさんあるわけだけれども、いろいろな領域を含めた形での振興対策でなければならない。教育の問題が大事、あるいはまた福祉の問題が大事、伝統的な森林業にかかわっての問題も大事であるわけで、そういう意味で、そういう経済にかかわっての問題をも積極的に取り上げられるような委員会運営をお互いに心がけたいものだと、こう思っているわけです。だから会議の時間が少なくても、あうんの呼吸でいろいろな顔合わせをしている会話をも含めて委員会活動と捉えていただきたいと、このように思いますので、南部、東部の関係領域に行ったときだけの、あるいはそのときだけの会議など、いろいろな集まる場における記録だけではなしに、いろいろな面からの過疎への思い、南部、東部への思いをお互いが持っているということ、ひとつできるだけ吸収してまとめていただくようお願いをしたいと思うわけです。以上。

○秋本委員長 わかりました。

○岡委員 川口委員のお話にも関連しますけれども、この委員会の存在意義という大事な話をされました。私もこの委員会にずっと参加させてもらっていますけれども、均衡ある発展、特に過疎化という問題はもちろんですが、もっと深い次元で捉えると、居住権を保障するという人権的な視点から、住みたいと思えば、どこへでも住み続けることができる、地域を守るという哲学が一番だと思うのです。

そのために行政はどうあるべきかということで、全体から見ると不公平だとか、なぜそこだけ手厚くするのだという批判もあろうかと思いますが、私はあえて申し上げたいことは、長い間、先祖代々の田地、田畑があるところで住みたいと思う方については、できるだけそれが続けられるような環境を確保するために、人、物、金の配置をしっかりと取り組んでいくという前提でこの委員会は意見を提言させていただければいいと思います。したがって、今までの既成のルールではなくて、新しいルールも提案するぐらいの委員会にぜひなっていきたいなと思っています。以上です。

○田中委員 東北の大震災がありました。その後、もどに戻った住民がどれだけあったかという、いまだに80%、90%という地域はありません。低いところだと50%にも満たないところもあるようにお伺いしますが、一旦出れば、なかなかもどに戻りにくいというのが現実の姿だと思うのです。やはり今おっしゃられたように、住みたいのだけれども、仕方がない。先ほど私も質問しましたが、出ていったほうがまじだと、余分な投資をしにくいという状況のまま、ふるさとを捨てていくことのない施策はどういうことなのかをもう一度、今までからのルールの枠に縛られないで、もう少し幅広く南部・東部の振興については新たな施策を考えていくという形のものが必要ではないかと思っています。

あわせて、従来から気にかかっていたけれども、この委員会には、理事者側から教育部門が入っておられません。やはりあわせてへき地教育の問題も議論すべきではないかと思いますので、できることならそういう部分についてお考えいただきたい。我々も議論を進めたいと思いますので、私の意見として申し上げます。

○秋本委員長 ほかに、ないですか。

それでは、ただいまよき意見をいただきましたので、その意見で一つの方向性をまとめて協議を進めていきたいと思いますので、よろしくご協力のほどお願いします。それでいいですか。

それでは、そのようにし、これをもちまして委員間討議を終わります。

これで本日の委員会は終わります。